

宇宙空間における「法の支配」の 実現・強化

2016年6月

外務省

総合外交政策局宇宙室

1 宇宙空間における法の支配の実現・強化

- 海洋、宇宙空間及びサイバー空間における法の支配の実現・強化は、我が国の「国家安全保障戦略」の柱の一つ。「宇宙基本計画」においても工程表上の具体的施策として位置づけ。
- 外務省としては、米国をはじめとする各国との二国間協議・対話を積極的に促進するとともに、国際連合宇宙空間平和利用委員会(UNCOPUOS)等をはじめとした国際会議等の議論に引き続き積極的に参加・貢献していく。
- さらに、今後、新たな宇宙法上の課題や開発途上国の能力構築等の課題に対応するため、宇宙法分野における専門家の育成を積極的に推進する。

【国家安全保障戦略】(平成25年12月17日)

4(2) 法の支配の強化

「…特に海洋、宇宙空間及びサイバー空間における法の支配の実現・強化について、関心を共有する国々との政策協議を進めつつ、国際規範形成や、各国間の信頼醸成に向けた動きに積極的に関与する。また、開発途上国の能力構築に一層寄与する。
…宇宙空間については、自由なアクセス及び活用を確保することが重要であるとの考え方にに基づき、衛星破壊実験の防止や衛星衝突の回避を目的とする国際行動規範策定に向けた努力に積極的に参加し、宇宙空間の安全かつ安定的な利用の確保を図る。」

【宇宙基本計画】(平成27年1月9日)

4.(2)④ i) 宇宙空間における法の支配の実現・強化

「ICOCの作成に向けた取組を始めとした国際的なルール作りを一層推進するとともに、国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS: Committee on the Peaceful Uses of Outer Space)を始めとした国際会議等の議論に積極的に参加・貢献し、国際社会におけるルール作りに一層大きな役割を果たす。さらに、国際的なルール作りにおいて、ASEAN地域フォーラム(ARF: ASEAN Regional Forum)等の地域協力の枠組や、二国間及び多国間の政策対話の機会を積極的に活用し、公平性、透明性、互惠性を基本とする我が国の理念や主張を国際社会に浸透させていく。また、各国の宇宙活動の透明性を向上させ、各国との信頼醸成をさらに促進し、誤解や誤算による不足の事態を防止する。」

2 具体的な取組と現状

◎宇宙活動に関する国際行動規範(ICOC)

EUが法的拘束力を有しないソフトローとして採択(2008年)・主導。日本も早期から積極的に議論に参画するとともに、アジア諸国等へのアウトリーチを積極的に実施。

→あらゆる宇宙活動を対象に、事故・衝突・有害な干渉の可能性の最小化、スペースデブリの低減措置、宇宙活動に関する通報・情報共有・協議メカニズムなどを規定。

→日本政府として議論の再活性化に向け、欧米と緊密に協議・連携していく必要性。

◎G7議長国としての取組

G7議長国として、本年4月の外相会合の成果文書のとりまとめに貢献。外相会合共同コミュニケにはじめて宇宙に関する独立したパラを設けるとともに、「不拡散及び軍縮に関するG7声明」において、国際ルールに盛り込むべき要素を抽出。

→能力構築支援等とも連携しつつアジア太平洋地域を中心にアウトリーチを行っていく必要性。

◎国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)での活動

「宇宙活動の長期的持続可能性(LTS)に関するガイドライン」に関する議論に積極的に貢献。2016年6月の本委員会において12のガイドラインについて合意。

→今後のフォローアップとともに、新たな課題(宇宙資源探査等)に関する議論に対応する必要性。

◎日米間における対話・協議の枠組み

宇宙に関する包括的日米対話(審議官級)、日米宇宙政策協議(民生・商業利用)、日米GPS会合、安全保障分野における日米宇宙協議 等

◎諸外国との主な対話・協議等

- ・日EU宇宙政策対話(審議官級)
- ・日仏包括的宇宙対話(審議官級)
- ・安全保障分野における日米豪宇宙協議(審議官級)
- ・ARF宇宙セキュリティワークショップ(審議官級)



宇宙に関する包括的日米対話(第3回会合)

→ 既存の協議・対話の一層の深化、高い宇宙能力を有する国との更なる戦略的な連携の必要性。